

別表第2

経費区分	内 容	備 考
報償費	出演者等に対する謝金、参加記念品等	
旅費	出演者等に対する旅費	交通費及び宿泊費とし、宿泊費については、スケジュール等の都合上宿泊がやむを得ない場合に限る。
消耗品費	事務用品及びイベント用の消耗品	景品及び食材に係る経費は対象外とする。
広告宣伝費	チラシ、ポスターの作成その他広告費等	
雑役務費	警備員・アルバイトスタッフ等賃金、保険料、振込手数料、駐車場代等	事業主体の構成員等に係る賃金は対象外とする。駐車場代は運営スタッフ及び運搬車両等の利用分に限る。ただし、広告等において駐車サービス券の配布を周知する場合に限り、一般参加者の利用分を対象とすることができるものとし、駐車場代は1事業につき2万円を上限とする。
委託費	イベント等の運営に係る委託料	委託費用の内訳を明らかにすること。ただし、委託費のうち、景品及び食材に係る経費は対象外とする。
使用料及び賃借料	イベント等の会場使用料、会場設営及び備品・機材等のレンタル費用	ただし、通行規制に伴う駐車場料金の補填等の事業者補償は対象外とする。
光熱水費	イベント等の運営に係る光熱水費	
その他市長が必要と認める経費		